



認定NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 光成卓明 事務所 〒700-0933 岡山市北区奥田1-11-20

E-mail : info@ombud-oka.com ホームページ : http://www.ombud-oka.com

政務活動費の日々・・・

光成卓明

さきのご報告から、半年たちました。この間に政務活動費について、①2件の新しい判決があり、②2件の新しい訴訟を起こしました。

1 岡山県議会（H22年度）事件の判決

6月30日、岡山地裁で、岡山県議会平成22年度政務活動費事件の判決がありました。岡山県議会についての初の判決です。＜35人の議員に対して総額2512万9889円を支払うよう請求せよ＞という、オンブズマン勝訴の判決です。

判決が違法と認めた支出は、「1万円超」分1992万5699円（オンブズマンの請求額は6116万2848円）、「1万円以下」分（領収書が公表されていなかったもの）520万4190円（オンブズマンの請求額は875万7296円）です。

政党別には、

自民党 34人中28人に対し、2232万9850円（請求額5666万1199円）

民県ク 7人中4人に対し、110万6540円（請求額784万6518円）

公明党 違法認定0円（請求額4人に対し126万1333円）

共産党 3人中2人に対し、10万2968円（請求額256万0563円）

無所属 1人中1人に対し、159万0531円（請求額同額）でした。

判決の特徴は、①按分支出は徹底し、②飲食会合費・「花代」（金一封）・「自分の会社への支出」はかなりきびしく判断、③会派会費、議会内控室経費については請求を認めず、④広報費については甘い、といったところです。

がんばった甲斐はありましたが、正直、くもうちょっと踏み込んでくれても良

いのではないかい？>

県もオンブズマンも控訴しました。舞台は高裁に移ります。

2 岡山市議会（H28年度）事件の判決

8月26日、広島高裁岡山支部で、岡山市議会平成28年度政務活動費事件の控訴審判決があり、岡山地裁の判決の勝訴金額が、下のとおりに変更されました。

自民党 地裁18万8050円→48万1158円

公明党 地裁2678円→2678円（変わらず）

創政会 地裁2万1600円→0円（一審判決後に返還したため）

内容は、①自動車リース代を1/4按分せよ。②森田議員の事務所家賃は1/8按分せよ。③鷹取議員のケーブルTV代は1/4按分せよ。④タクシー代は違法ではない。というものです。

いささか渋くて不満も残る判決ですが、しかし①は画期的です。自動車リース料、特にく期間終了後に買い取りオプションがない>契約について、オンブズマンが少しでも勝訴した判決は全国初だからです。岡山の議員さんたちの中で自動車リース料を支出している人は一人だけですが、他県（例えば兵庫県や香川県）ではこれが大流行しているので、全国的な影響があるのです。この判決には、双方とも上告せず、確定しました。

3 <親類筋>の判決

4月20日、高松地方裁判所で、香川県議会の政務活動費（平成27年度）について、974万余円の請求を命じる判決がありました。香川県議会では、議員さんが（おとろしいことに）<花代>（金一封）や<飲み会代>を支出しまくっていたのですが、判決はこれらのほとんど全部を違法と認定しました。一方で<飲み会代の共同支出>にしか見えない会派会費や議連会費はOK。県は控訴、オンブズマンは附帯控訴しました。

4 進行中の裁判

i 岡山県議会訴訟

平成21、23～28年度分の事件7件が岡山地裁で審理中です。このうち21

年度事件は、早ければ今年度中に審理終結しそうです。

岡山県議会の政務活動費は、オンブズマンが裁判を始めても支出実態がほとんど変わっていないので、どの年度も、22年度事件並の勝訴判決は期待できるでしょう。

ii 愛媛県議会訴訟

愛媛県から参加されている井川さんが原告として、平成 29、30 年度の政務活動費裁判が松山地裁で続行中です。29 年度は四国中央市選出の 3 人の議員に対して 743 万 8839 円。30 年度は対象を広げて、30 人の議員に対して 6141 万 8542 円の返還を請求しています。愛媛県議会の議員さんたちは岡山県議会よりさらにお行儀が悪く、飲み会代やらをはじめとして、無法な支出がはびこっているため、結果が非常に楽しみです。

5 新たに起こした裁判

i 岡山市議会 R 1 年度訴訟

6 月 30 日、岡山地裁に、岡山市議会の令和元年度政務活動費についての住民訴訟を起こしました。この年度の訴訟は対象を、①和気議員の自動車リース料、②森田議員の事務所賃料、③熊代議員の事務所賃料、に絞っています。請求額 98 万 3220 円。

ii 愛媛県議会 R1 年度裁判

7 月 19 日、松山地裁に、愛媛県議会の令和元年度政務活動費についての住民訴訟を起こしました。対象議員は 3 会派の 32 人、請求総額 2443 万 6273 円です。

以上、われながら「政務活動費（漬け）の日々」ですが、なにしろ、これくらい支出が乱脈な…ということは「やればたいがい勝つ」…分野もそうないもので。

今後も、裁判の行方（とりわけ県議会）にご注目ください。



2021.7.1(木)山陽
10年度政調費

返還請求 知事に命じる

地裁判決 県議支出の一部違法

県議49人が2010年度に使った政務調査費(現政務活動費)のうち計6992万円が不適切な支出だとし、市民オンブズマンおかやまが各議員に返還させるよう伊原木隆太知事に求めた訴訟の判決で、岡山地裁は30日、地域の祭りの参加費など一部を違法と認め、県議会3会派と無所属の議員計35人に計2512万円返還請求するよう知事に命じた。

同オンブズマンは09、11、16年度分についても同様の訴訟を起しており、判決が出たのは10年度分が初。今回認められた返還請求額は1人当たりの最高は168万円。会派別では、自民党県議団の28人計2232万円が全体の9割近くを占めた。判決理由で田中俊行裁判長は、新年会や地域の祭りなどの参加費としての支出について「住民との交流や支援者の獲得など、政務調査活動以外を主目的として疑いが強い」と指摘。県議自身が経営する会社の建物を個人事務所として使い、賃料に充てたケースは、県議の自己

2021年7月1日付
山陽新聞

2021.7.1(木)朝日

35県議の政活費違法

地裁 県に2512万円請求命じる

県議に2010年度に支払われた政務調査費(現政務活動費)に違法な支出があったとして、市民オンブズマンおかやまが伊原木隆太知事を相手取り、県議(元県議を含む)49人に計約6992万円を返還請求するよう求めた訴訟の判決

が30日、岡山地裁であった。田中俊行裁判長はうち35人の計約2512万円を違法と判断。返還を求めるよう知事に命じた。判決は、サッカーJ2フアジャーノ岡山の試合の入場券や祝賀会の参加費、経営する会社が所有する建物

契約と同じとみなされ、「許されない」とした。

サッカーJ2フアジャーノ岡山の試合入場券や女子駅伝の関連行事の会費なども違法とした。

同オンブズマン代表の光成卓明弁護士は一部しか認められなかったとして「控訴を含めて対応を考える」と話した。知事は「(支出は適正とする)主張が認められなかった部分について今後の対応を検討したい」とのコメントを出した。

県議らに250万円返還命令

10年度政調費 地裁、必要認めず

県議に支給された2010年度の政務調査費(現政務活動費)に不適切な支出があったとして、「市民オンブズマンおかやま(代表・光成卓明弁護士)」が伊原木隆太知事に対し、当時の県議49人に約7000万円を返還請求するよう求めた訴訟の判決で、岡山地裁(田中俊行裁判長)は30日、35人に計約2500万円を返還請求するよう命じた。

判決では、祝賀会や新年会、地域の祭りの参加費▽サッカーJ2フアジャーノ岡山の試合の入場料などが全額返還対象とされた。半額が返還対象となったのは、自己PRが記載されたホームページの管理料▽車のガソリン代▽議員事務所の光熱費など。田中裁判長は「政務調査活動として必要なものであった

と認めることはできない」とした。一方、県議が所属する会派の会費▽新聞購読料▽県政報告紙の作成費などは「合理的関連性がない」とは認められず、支出が違法であるとはいえない」とした。

伊原木知事は「判決内容を精査し、主張が認められなかった部分について今後の対応を検討したい」、県議会の神宝謙一議長は「主張が一部認められなかったのは残念」とコメントした。岩本一希、戸田紗友莉

← 2021年7月1日付
朝日新聞

られなかった部分について、今後の対応を検討してまいりたい」とのコメントを出した。(菅野みゆき)

→ 2021年7月1日付
毎日新聞

**県議32人政活費
返還へ監査請求**

四国中央の男性

県議32人の2019年度の政務活動費（1人当たり最大396万円）に違法な支出が含まれるとして、四国中央市の男性（72）が30日、計2443万6273円の返還を知事が命じるよう求める住民監査請求書を県監査事務局に提出した。監査結果は60日以内を示される。男性は却下や

棄却の場合は松山地裁に住民訴訟を起こすとしている。

請求書で返還を求める政活費は、地方自治法で支出が認められている「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に該当しないと指摘した。

県議32人の所属党派は自民党、志士の会、愛媛維新の会で1人当たり29万204万380円の返還を求められている。

県庁で会見した代理人の弁護士らは「数と質的に明

確な問題が多い県議を中心にした」と述べた。

男性はこれまで17、18年度の政活費についても住民監査請求し、県監査委員が棄却。松山地裁で住民訴訟が係争中。

2021年5月10日付
愛媛新聞

**県議の政活費
住民監査請求**

四国中央市の男性

2019年度の県議32人の政務活動費に違法な支出があったとして、四国中央市の男性（72）が30日、計約2440万円を返還させるよう中村時広知事に求める住民監査請求をし

た。

請求書によると、調査研究会費などの支出先の「えひめ地域政策研究所」「愛媛調査研究会」の実態が不明、遠距離旅行費の内容を証明する資料がなく説

明が不足しているなどと主張している。

記者会見した代理人の光成卓明弁護士は「チェックされていないと何でもありになってしまふ。必ずたかさなければならぬ」と話した。【中川祐一】

2021年5月10日付
毎日新聞愛媛版

認定NPO法人格の有効期間が更新されました

認定NPO法人の資格を得てから5年が経過し、この春、更に5年の更新が認められました。

NPO法人が認定されるためには「広く一般から支持を受けていて、活動や組織運営が適正に行われており、より多くの情報が公開されている」ということが必要です。

これが認められたのは、会員の皆様、ご寄附をくださった方々のご協力のお陰です。本当にありがとうございました。

今後とも引き続き、ご寄附を下された方には、「税金の確定申告の際に寄附金控除が受けられる領収証」を発行することができます。

早速ですが、この度の会報に会費と寄附金のお願いを同封しております。オンブズマンの活動を多くの方に知ってもらい、支えて下さる方を増やしていきたいものと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

※寄附金控除（所得控除・税額控除）を受けるためには、確定申告をする必要があります（寄附金額の最大約50%が減税されます）。

コラム

ブラックバス

能瀬英太郎

私の住む岡山市南区米倉は、国道2号線の渋滞個所としてよく知られている。だがブラックバス・マニアには有力ポイントとしての方が有名なようで、たまに京阪神ナンバーの車も見かける。笹ヶ瀬川を上流に向かって往復1時間ほど散歩していると、ブラックバスを狙ってルアーを投げている釣りマニアを目撃しない日はない。この魚は1925年に芦ノ湖に最初に放流された南米原産の外来魚で、大きいのは50cmにもなるという。しかし釣り上げたのを私が見たのは十数年来で唯の一度だけしかない。熱心な人はボートを車の屋根につんで来て川の真ん中でやっている。釣り具店へ行くとカーボン製の釣り竿やリールが並べられて、高いのになると数万円からするので、釣り人が増えた昨今は結構な商売になっているようだ。

釣りに使うルアー(疑似針)は、ブラックバスが食用とする小魚に似せたものや、ワームとってミミズのようなものがある。それらを収納するアタックケースを見せて貰ったが、ノートパソコン位の大きさのケース一杯に色鮮やかなものが、整然と並べられていた。それを取っ換えひっかえして川へ向かって放り込む。Aで反応がないとBに、さらにCDとい



かなものが、整然と並べられていた。それを取っ換えひっかえして川へ向かって放り込む。Aで反応がないとBに、さらにCDとい

う具合にである。前方から右に左に飽くことなくひたすら投げる。水が汚れてゴミが漂っているようが川底にヘドロが堆積しているようが無関心である。

琵琶湖も釣り場としては有名で、以前には特産のアユやヘラブナ等を食い荒らすので、網をしかけてブラックバスを駆除したニュースをきいた。何しろこの魚の食欲は旺盛なので、在来魚が食い荒らされている。岡山市南部の貝殻山へ登ったとき、中腹の百坪くらいの池で竿を振っていた人を見かけた。釣り具屋が放流したと云う話をきいたが、儲けのためならそれくらいはやるだろう。

2年前の出来事だ。水上約5mを対岸へ向け4本の電線が通り、そこに投げたルアーが絡まって放置された場所がある。越冬のため飛来したユリカモメの1羽が、それを餌と間違えて食べたようだ。私の目撃した時には、すでに死んで風に飛ばされていた。堤防から数m先の水上なので、なすすべがなく3、4日放っておいたが、早晚腐って骨になるのが目に見えていた。外してもらるように中国電力へ電話をしたが、「嵐がかかったら連絡してくれ」とTVで宣伝していても、鳥となるとつれない返事だった。報道されると鳥に同情が集まるだろうと、新聞社やTV局へ知らせたがニュース価値は無いと云われた。最後に思いついたのが日本野鳥の会である。私の力ではどうにもならないので全国的な団体に望みを託した。すると数日後になくなり、横を通る時のイヤな気持ちからようやく解放された。